第2章 上位·関連計画

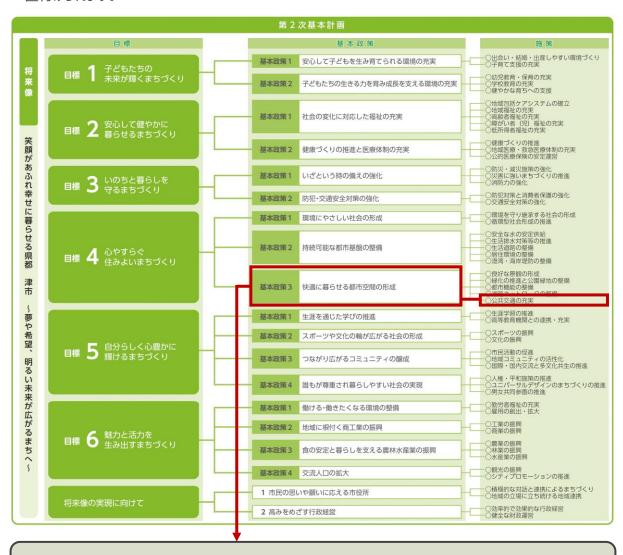
1. 津市総合計画

津市総合計画は、津市が持続し発展し続けるために目指すべき都市像や、その実現に向けた取組の方向性を市民と行政が共有し、共にまちづくりを進めるための計画で、津市の最上位計画です。

■基本構想: 平成30年度~ (計画期間の定めなし)

■第2次基本計画: 平成30年度~令和9年度

なお、本計画は、津市総合計画の「目標 4 心やすらぐ住みよいまちづくり」を実現するための計画として位置付けられます。



津市地域公共交通計画

図 2-1 津市総合計画での位置付け

2. 津市都市マスタープラン

津市都市マスタープランは、都市計画法第18条の2に定める「市町村の都市計画に関する基本的な方針」のことで、津市総合計画における目標を具体化するための計画の1つであり、都市の将来像や整備方針を明確にし、行政と住民がそれらを共有しながら実現していくことを目的として策定しています。

■計画期間:平成30年度~令和9年度

津市都市マスタープランでは、都市構造の基本的な考え方について以下のとおり定めています。

本市は人口減少期を迎えており、その傾向は今後も続くと予測されていることから、今後の都市づくりについては、人口減少下においても現在までに築かれた生活基盤が維持できる人口密度が必要となります。

今後の都市構造は、鉄道駅などの移動利便性の高い拠点に都市機能が集積し、その周辺に良好な生活サービス機能が確保された居住地を形成することで都市のコンパクト化を図る「多極ネットワーク型コンパクトシティ」の構築が重要となります。

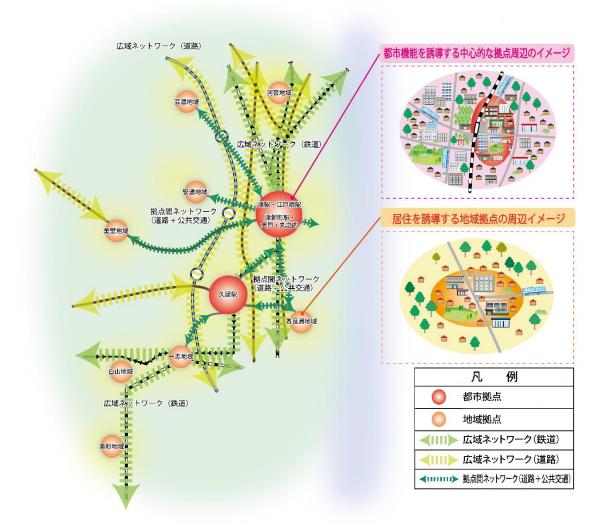


図 2-2 将来都市構造図

また、都市づくりの方針の一つである「交通体系形成の方針」について、以下のとおり定めています。

地域公共交通体系の確立

- □移動利便性が高い持続可能な交通サービスが提供できる公共交通体系を実現するため、有識者や交通 事業者、市民との協議、協働により、鉄道やバス路線とコミュニティ交通の連携を進めます。
- □人口減少、少子高齢化の進展への対応に向け、都市拠点間を結ぶ路線のサービス水準の維持、都市拠点と地域拠点を結ぶ路線の維持、地域拠点周辺におけるコミュニティバスなどの多様な移動手段の確保を 推進するなど、地域性に応じた持続可能な交通体系を検討します。

鉄道の利用促進等

□環境負荷が少ない鉄道の利用促進を図るため、利用促進に係る啓発活動を推進するとともに、必要に応じ関係機関に対してダイヤ改正や増便、施設整備などを要望し、利便性の向上に努めます。

バス交通の利用促進等

- □民間バス路線、廃止代替バスなどについては、事業者と連携した P R 活動やサービスの向上に取り組むとともに、交通事業者を含めた関係機関と協力し、維持・活性化に努めます。
- □コミュニティ交通については、高齢化が進展していく中でも、高齢者の外出を促進できる交通環境を確保するため、鉄道や民間バス路線との接続強化を進めます。
- □路線の乗換ができる拠点的なバスターミナルについては、利用者のコミュニティの場など、安全で快適にバス を待つことのできる待合環境の確保に努めます。

更に、都市づくりの推進方策の一つである「協働による都市づくり」として、以下の役割が市民に求められています。

市民に期待される役割

快適で安心して住み続けることができる都市を形成するためには、市民の一人一人が、都市づくりの担い 手として自ら住むまちに関心をもち、都市づくりに積極的に参加することが大切です。また、市民相互の理解と協力によって、自らが住む地域だけでなく、広域的な都市づくりを継続して行う主体としての役割が期待されます。

市民一人一人はもとより、自治会、市民活動団体は、協働のパートナーとして連携と協働による都市づくりに取り組むことが期待されます。

(津市都市マスタープランより抜粋)

3. 津市立地適正化計画

津市立地適正化計画は、都市再生特別措置法第81条の規定に基づき作成する「都市計画区域内の区域について、都市再生基本方針に基づき、住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化を図るための計画」のことで、人口減少・少子高齢化等の社会経済状況の変化に的確に対応し、持続可能で快適な暮らしができるまちづくりを進めることを目的とした「津市都市マスタープラン」の一部とみなされます。

■計画期間:平成30年度~令和9年度

(津市都市マスタープランと同じ) ■対象区域:津都市計画区域

津市立地適正化計画における都市機能誘導区域と居住誘導区域は、下図のとおりです。 都市機能誘導区域には、「津駅・江戸橋駅周辺地区」、「津新町駅周辺地区」、「久居駅周辺地区」の 3地区が定められています。

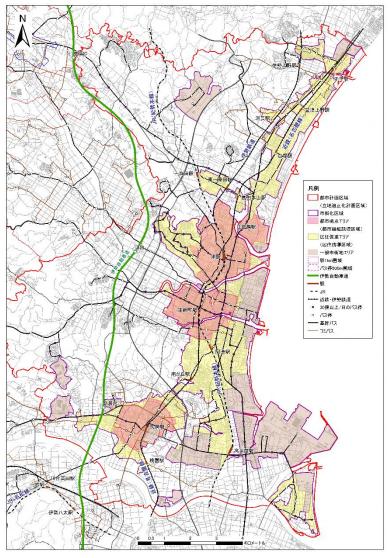
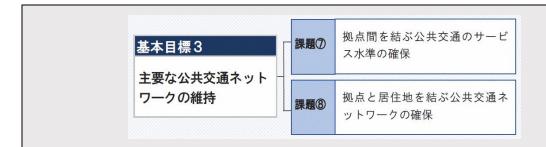


図 2-3 都市機能誘導区域及び居住誘導区域(全体図)

なお、津市立地適正化計画では、公共交通について以下のとおり位置付けています。



- ・都市の活力を維持するためにも、市民の重要な移動手段である公共交通サービスは不可欠といえます。
- ・拠点間を公共交通で結び、交通弱者でも移動が可能な都市を構築します。
- ・都市拠点間の主要路線のサービス水準の維持や都市拠点と地域拠点とを結ぶ路線の維持に努め、公共 交通による移動手段を確保します。

(津市立地適正化計画より抜粋)

4. 第3期津市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略

第3期津市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略は、まち・ひと・しごと創生法第10条の規定に基づき、地方創生に資する取組の推進を目的として策定したものであり、津市の人口の現状及び将来のすがたを示した人口ビジョンを踏まえ、政策目標や施策の基本的な方向、具体的な施策を取りまとめています。

■戦略の期間:令和7年度~令和11年度

第3期津市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略では、公共交通について以下のとおり定めています。

基本目標③ 定住・還流・移住などによる新たな人の流れの創出

《具体的な施策と重要業績評価指標》

(1) 定住の促進

エ 公共交通などの充実(都市計画部)

広大な市域において各地域のニーズに応じたコミュニティ交通の実現により生活の移動手段を確保するため、自由経路ミーティングポイント型と定路線型の運行を組み合わせたハイブリッド方式のデマンド型交通を構築し、利用促進に取り組みます。そして、鉄道や海上交通、民間路線バス・コミュニティバス等のバス交通などの様々な交通手段の連携を図り、人口減少が続くなかにあっても生活サービス拠点等と居住地を結ぶ公共交通ネットワークの確保に向け、地域の交通事業者と連携し、地域特性に応じた持続可能な交通体系の確立に向けた取組を進めます。

重要業績評価指標(KPI^{※)})

【公共交通全体の利用者数】

19,642,925人 \rightarrow 20,760,000人

(R5年度、ただし、鉄道の利用者数のみ推計値)

(R11年度)

【モビリティマネジメントに関する取組や利用促進イベント等実施数】 9回(R5年度) → 10回(R11年度)

【具体的な事業】

- ・津市コミュニティバスの再編
- ・各交通手段の乗り継ぎ設定
- ・モビリティマネジメントの推進
- ・利用促進イベント等の実施
- ・新たな交通サービス・システムに係る調査及び検討
- ※)KPI: Key Performance Indicator の略。施策ごとの達成すべき成果目標として設定するもの。(第3期津市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略より抜粋)

5. 津市第10次高齢者福祉計画·第9期介護保険事業計画

津市第10次高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画は、老人福祉法第20条の8の規定に基づく市町村老人福祉計画及び介護保険法第117条の規定に基づく市町村介護保険事業計画を一体的にまとめた計画です。

■計画期間:令和6年度~令和8年度

この中で、高齢者の外出を支援する取組として、津市内在住の65歳以上の方を対象として、三重交通 グループの路線バス及びぐるっと・つーバスで利用できる乗車ポイントを付与したオリジナルICカード「シルバー エミカ」を無償で交付しています。また、実施見込として、シルバーエミカの新規発行件数及び追加チャージ件 数を掲げています。

5 いきいきと元気に暮らす地域づくり

(1)高齢者の多様な生きがい活動への支援

高齢者が地域住民、地域の子ども等、地域におけるさまざまな世代と交流を図り、高齢者の豊かな経験による個性や能力を活かし、地域の中で心豊かに生きがいを持って暮らすことのできるよう、多様な活動機会の提供や地域活動の促進を図ります。

高齢者外出 支援事業 (シルバーエミカ)

高齢者の健康・生きがいづくり、人と人とのつながりづくりのために、日常生活の移動を支援し、外出機会の拡大を図っていくことが重要であることから、高齢者の外出支援としてシルバーエミカ(交通系 IC カード)の交付に引き続き取り組みます。シルバーエミカの交付については、マイナンバーカードの取得が必要であることから、あわせて同カードの取得推進に努めます。また、次期津市地域公共交通網形成計画の動向について、関係部局との情報共有に努め、必要とされる公共交通の導入に向け協議します。

シルバーエミカの新規発行件数及び追加チャージ件数の実施見込

実施見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
新規発行件数(件)	3,000	3,100	3,200
追加チャージ件数(件)	6,000	6,500	7,000

(津市第10次高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画より抜粋)

6. 津市障がい福祉総合プラン

津市障がい福祉総合プランは、津市におけるこれまでの障がい福祉に関する取組や地域性を踏まえつつ、 障がい者・障がい福祉・障がい児福祉に関わる計画を一体化したものです。

■計画期間:令和6年度~令和8年度

計画の中で、展開する施策の方向として、「建築物等バリアフリー化の推進」を掲げています。

3. 行動しやすい環境の整備

(1)生活環境

①建築物等のバリアフリー化の推進

第 2 次津市地域公共交通網形成計画に基づき、公共交通に係る車両のバリアフリー化及びバス停における待合環境の整備のほか、鉄道駅においても、駅舎のバリアフリー化をはじめとした待合環境の整備に努めます。

(津市障がい福祉総合プランより抜粋)

7. 津市地球温暖化対策実行計画

津市地球温暖化対策実行計画は、深刻になりつつある地球温暖化問題に対応すべく、国や三重県の地球温暖化対策に係る施策が津市において効果的に実施されるよう連携し、また、省エネルギー等の導入に係る取組を促進することで環境負荷の低減を図り、市域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出抑制を行うことを目的として、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条に基づき策定された計画です。

■計画期間:令和3年度~令和12年度

計画の中で、二酸化炭素排出抑制に関する国の取組として、運輸部門における取組の中で「公共交通機関及び自転車の利用促進」、津市における取組として「市民の公共交通機関の利用」が挙げられています。

第5章 二酸化炭素排出抑制に関する施策

1 国や三重県の取組が効果的に実施されるための連携

(1)国の取組による削減

- エ 運輸部門における取組
- 環境に配慮した自動車使用等の促進による自動車運送事業等のグリーン化
- 公共交通機関及び自転車の利用促進
- 鉄道分野の脱炭素化
- 船舶分野の脱炭素化

2 津市における取組

(1)市民の取組

ウ公共交通機関の利用

公共交通機関は多くの人を一度に運ぶため、環境にやさしい移動手段です。また、渋滞や違法駐車を減らすことにもつながります。省エネルギーや環境保全のため公共交通機関の利用を心掛けます。

(津市地球温暖化対策実行計画より抜粋)